

## 簡易な耐震診断の方法

国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集による「誰でもできるわが家の耐震診断」は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めていただき、耐震性の向上を図るための耐震改修に向けて、より専門的な診断を行う際の参考にしていただくことを目的に作成されたものです。下記 URL よりアクセスできます。

[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin\\_portal/daredemo\\_sp/index.html](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/index.html)

## 耐震改修に関する支援制度

住宅の所有者が、地震により人的被害及び経済的被害を防止・軽減することを目的とし、また、今後も居住し続けるために行う耐震改修工事に対し、市では補助金を交付する制度を創設しました。

- 対象**
- ・建物は、市内にある木造一戸建て住宅で、併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用途であること。
  - ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、現に居住の用に供していること。（賃貸住宅の場合は、所有者が同意していること。）
  - ・建築基準法に適合して建築されたもの。

### 申し込み資格者

- ・市内に住所があり、現に対象住宅に居住している人。
- ・市税の滞納がない人。

- 金額**
- 耐震改修工事に要する費用（税込）の100分の23で1棟につき30万円までを上限に補助

この他、「耐震診断にかかる費用の補助」、「危険空家等の解体撤去に対する補助」、「所得税や固定資産税の減額」等の支援制度があります。

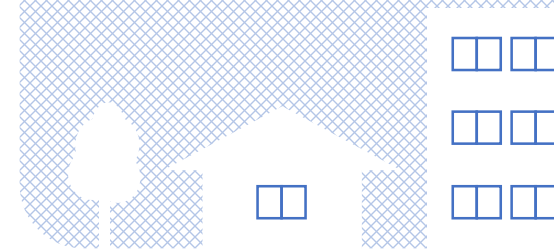
耐震診断・耐震改修などに関してのご質問・ご相談がございましたら、下記までお問合せください。

枕崎市役所 建設課 建築係

TEL 0993-72-1111 FAX 0993-72-1863

電子メール [kenchiku-k@city.makurazaki.lg.jp](mailto:kenchiku-k@city.makurazaki.lg.jp)

# 枕崎市建築物耐震改修促進計画



市では、大地震等の被害から市民の生命や財産を守ることを目的として、耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標及び目標達成に向けた施策を定めた「枕崎市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

## ○あなたのお住まいは大丈夫ですか？

「昭和56年5月以前に建築された建物」は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、「耐震性に問題がある」とされています。

■現在の枕崎市の住宅の耐震化率 **63.8%**

⇒令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、住宅の耐震化の促進に取り組みます。

## ○耐震診断を受けてみましょう！

こんな建物は、耐震診断を受けてみましょう。

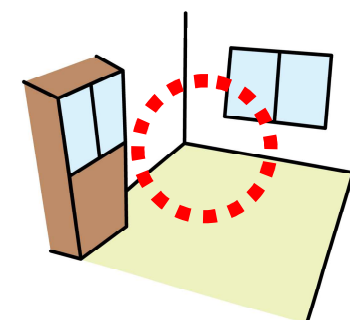
- 昭和56年以前に建築された建物
- 老朽化が著しい建物
- シロアリの被害により柱などがもろくなっている建物

## ○できることから耐震対策をしましょう！

阪神・淡路大震災では、多くの方が家屋の倒壊、家具等の転倒・落下などにより死亡、負傷しました。家具類の転倒・落下防止は、もっとも身近にできる地震対策のひとつです。あなたやご家族が犠牲にならないよう地震対策をしましょう。

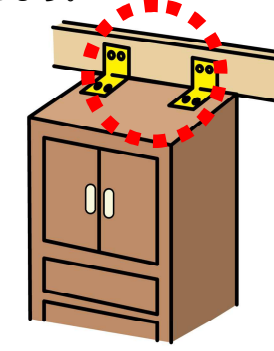
家の中に家具のない安全なスペースを確保

人の出入りの少ない部屋に家具をまとめて置き、安全なスペースを確保します。



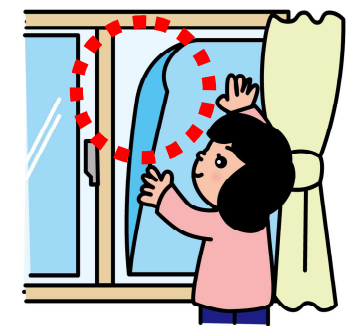
家具の転倒防止や落下対策

家具、冷蔵庫、テレビなどは転落防止器具などで固定します。



窓ガラスの飛散対策

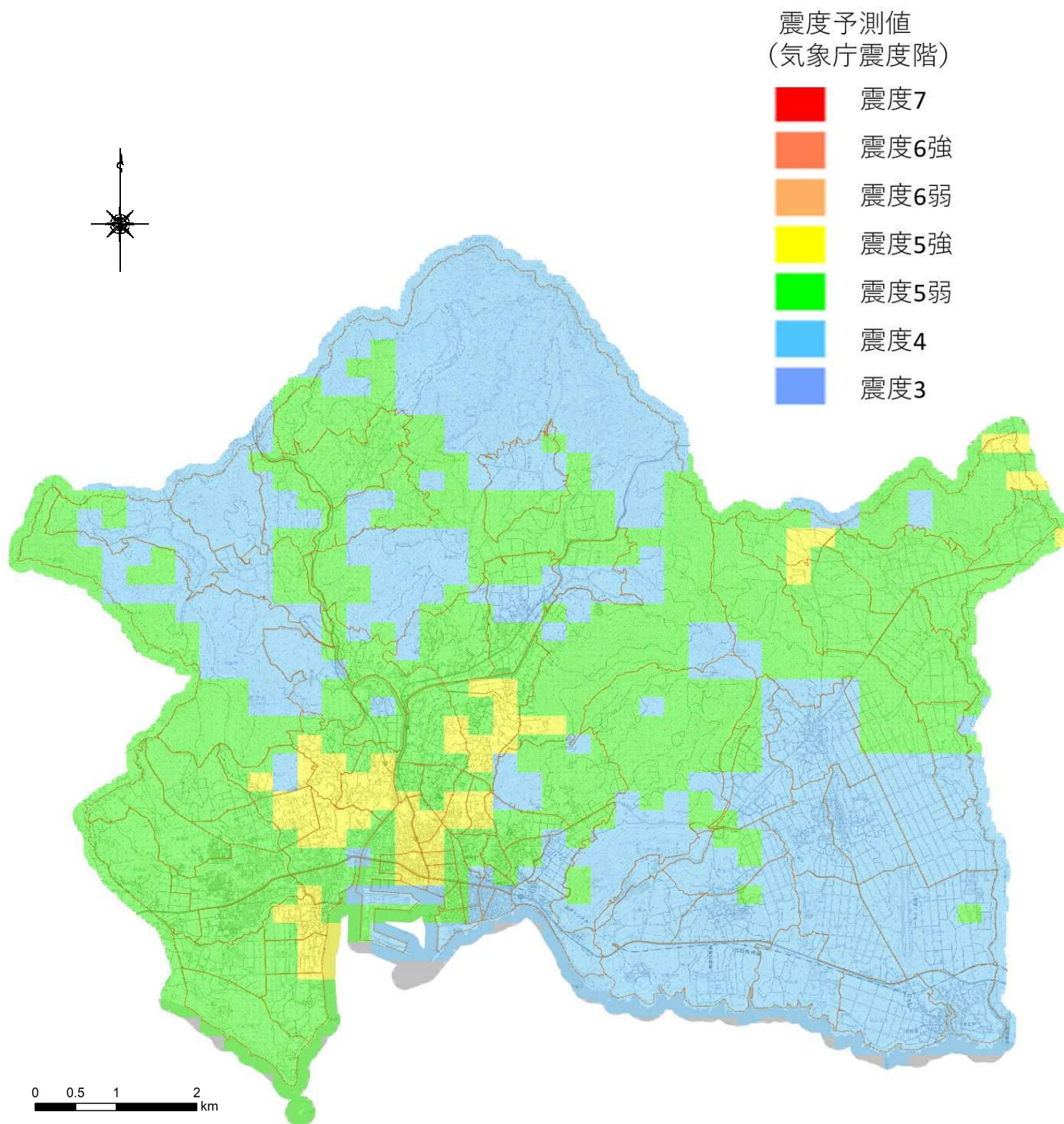
ガラスには飛散防止フィルムを貼ります。



## 震度予測結果（揺れやすさマップ）

枕崎市内では、県により想定した 14 種類の震度予測の内、鹿児島湾直下または種子島東方で地震が発生した場合に、最大の震度が予想され、特に、震源に近い市北東部や河川沿いに広がる谷底平野など、軟弱な地盤が堆積する地域では揺れが大きくなる傾向にあります。ここでは、すべての予測値を重ね合わせて、想定される最大の震度分布を示しました。

市内では、軟弱な土砂が分布する平野部では震度5弱～5強、山地部では震度4～震度5弱の震度が予想されます。



## 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために県と市では、「地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）+避難路」を設定しました。

緊急輸送道路や避難路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。

そこで、市は、県と連携して、当該建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性や不燃化促進について周知を図っていきます。

